

経営概要書

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 齊藤 育雄	基本財産等	5,310千円	所管部課名
設立年月日	昭和55年4月17日	県出資等額及び比率	1,500千円 (28.2%)	生活環境部生活衛生課
設立目的	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護を推進するための相談指導機関として設立された。			
事業概要	主に各種経営相談・経営指導、生活衛生関係営業に関する講習会等、クリーニング師研修会及びクリーニング所の業務従事者の講習会、日本政策金融公庫融資の指導、標準営業約款の登録推進等を行う。			
関連法令、県計画	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律			

2 令和3年度事業実績

相談指導・後継者育成支援・健康福祉対策推進事業等の補助事業及び日本政策金融公庫融資の指導やクリーニング師研修等の各種事業は、計画どおり実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響で参加者が減少した。また、「経営改善資金特別貸付」の件数も前年度の81件から34件と減少した。その中にあって、相談件数は、目標を42件上回った。

<事業目標・実績>

項目	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数(件)	目標	430	430	430
	実績	318	472	—
顧客満足度指数	目標	100	100	100
	実績	95	93	—
研修会、講習会等への参加人数(人)	目標	400	400	—
	実績	499	386	—

3 組織

①役員数(R4.7.1現在)

(単位:人)

区分	理事		監事		評議員		役員報酬
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	
常勤	1	1					支給対象者 (R3年度) 1人
内、県退職者	1	1					
内、県職員							平均年齢 47歳
非常勤	6	6	2	2	6	6	
内、県退職者					1	1	平均報酬年額 (R3年度) 80千円
内、県職員							
計	7	7	2	2	6	6	
内、県関係者	1	1			1	1	

②職員数(R4.4.1現在)

(単位:人)

区分	R3	R4	正職員
正職員	4(1)	4(1)	平均年齢 62.5歳
内、県退職者	3(1)	3(1)	
出向職員			平均勤続年数 1.3年
内、県職員			
臨時・嘱託			平均年収 (R3年度) 2,629千円
内、県退職者			
計	4(1)	4(1)	
内、県関係者	3(1)	3(1)	

③理事会回数

R2	R3
3回	3回

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧(内数)で表示。

4 財務

①正味財産増減計算書

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
経常収益	18,632	18,478
基本財産・特定資産運用益	1	1
受取会費・受取寄附金		
受託事業収益	3,093	2,949
自主事業収益		
受取補助金・受取負担金	15,528	15,528
その他の収益	10	
経常費用	18,234	18,026
事業費	16,639	16,238
管理費	1,595	1,788
人件費(事業費分含む)	12,303	12,305
当期経常増減額	398	452
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	398	452
当期指定正味財産増減額		
当期正味財産増減額合計	398	452

<主な経営指標>

項目	令和2年度	令和3年度	増減※
経常収支比率(経常収益÷経常費用)	102.2%	102.5%	+0.3
流動比率(流動資産÷流動負債)	296.9%	3038.3%	+2741.4
自己資本比率(純資産計÷負債・純資産計)	80.6%	98.3%	+17.7
有利子負債比率(有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

②貸借対照表

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
流動資産	7,293	5,469
固定資産	5,370	5,370
資産計	12,663	10,839
流動負債	2,456	180
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	2,456	180
指定正味財産	5,310	5,310
うち基本財産充当額	5,310	5,310
一般正味財産	4,897	5,349
うち基本財産充当額		
正味財産計	10,207	10,659
負債・正味財産計	12,663	10,839

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	—

※中小企業退職共済制度へ加入している。

5 県の財政的関与の状況

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	支出目的・対象事業概要等
年間支出			
補助金	15,148	15,148	生活衛生営業指導センター補助金
委託費	99	99	日本政策金融公庫融資に係る推薦事務委託
指定管理料			

◎法人の行動計画(平成30年度~令和3年度)

県関与のあり方	継続	見直しの方向性	安定的経営に向け、経営改善の取組を維持するとともに、公益的事業の安定実施に努める。
課題	効率的・効果的な事業実施等により、引き続き経営の安定化を図る。		
取組	効率的・効果的な事業に取り組み、引き続き収支均衡を図る。 【平成30~令和3年度】各年度 収支均衡(収支0千円)		
実績	[収支額] 平成30年度:208千円 令和元年度:73千円 令和2年度:398千円 令和3年度:452千円		

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(B)	4 財務状況	A
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の4第1項各号に掲げる事業並びにクリーニング業法第8条の2第1項に規定する研修及び講習を実施している。		理事会及び評議員会は、定款に定められた時期に必要な回数を実施しており、常勤役員は毎回、理事会及び評議員会に出席している。また、事務局長を兼務している専務理事を含め、正職員4名が常勤している。		研修会・講習会等への参加人数については、新型コロナウイルス感染症の影響で目標を達成できなかったが、相談件数は目標を達成した。また、顧客満足度指数については、概ね目標を達成している。		公益財団法人として収支相償基準を達成しながら、当期経常増減額は452千円のプラスとなっている。また、経常収支比率は102.5%と概ね収支均衡を保っており、一般正味財産も5,349千円であることから、財産基盤の健全性が確保されている。	

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(B)	4 財務状況	A
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3の規定に基づき、秋田県知事が指定した組織である。		定款に定める開催回数を上回り、評議員会は2回、理事会は3回開催している。専務理事は事務局長を兼務し、必要最小限の人数で効率的な運営を行っている。		相談件数は目標を達成しており、顧客満足度指数についても概ね目標を達成しているが、研修会・講習会等への参加人数は新型コロナウイルス感染症の影響により目標を若干下回った。		経常収支比率が95%～105%の範囲内であり、当期経常増減額は452千円の黒字となっていることから、収支均衡による安定的経営を実施している。	

事業収益は毎期ほぼ変わらず、県からの補助金と受託事業収益が主要な収入源となっている。基本財産は定期預金で運用しているが、金額が小さいため、基本財産運用益はほとんど発生していない。事業費及び管理費に関しては、毎年経常収益の範囲内で支出されており、安定的に収支均衡を達成している。総資産は少ないものの、指定正味財産は定期預金として同額安全に維持されており、また事業を実施していく上でのキャッシュも不足しているわけではない。当年度は新型コロナウイルス感染症の影響もありクリーニング師等研修事業の参加者が前年より減っている。今後も収支的には問題ないものと考えられるため、事業目標の達成に向けた取り組みを引き続き推進して欲しい。

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(B)	4 財務状況	A
三セクの行動計画上は「県が実施すべき事業を主たる事業とする法人」に位置づけられている。生衛法に基づく県の生活衛生営業指導センターとして法定事業などを実施しており、公益性は高い。		常勤の役職員が配置されており、法人運営上の組織体制は整っている。		相談件数は目標を達成している。顧客満足度及び研修会・講習会等の参加人数は目標には届かなかったものの、いずれも目標の90%を超える達成度となっている。		例年同様収支は安定しており、当年度も収支均衡を達成し、安定的な法人運営がなされている。引き続き安定的に経営していくことが期待される。	

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(C)	4 財務状況	A
評価結果を受けて実施した経営健全化に向けた対応（概要）							
法の趣旨に基づいた事業運営を継続するとともに、県からの適切な指導を受けながら常に事業内容を点検しており、コロナ禍ではあるが、生衛業者等を対象とした各種研修会及び講習会については、昨年度と同様に受講しやすい日程を設定したり、興味を持ってもらえるようなテーマや講師を選定するように努めた。また、相談事業についても、引き続き経営指導全般について専門知識を有するスタッフにより取り組んだ。							

法人名 (公財)秋田県生活衛生営業指導センター

①令和4年度計算書類等

法人所管課 生活衛生課

公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、秋田県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下法という。）第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図り、生活衛生関係営業全般の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化、振興についての相談及び指導
- (2) 生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びに苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導
- (3) 標準営業約款に関する営業者の登録及び普及
- (4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催又はあっせん
- (5) 生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供
- (6) クリーニング師の研修会及びクリーニング所の業務従事者の講習会の実施
- (7) 生活衛生関係営業の振興を図るための事業及び調査
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた別表の財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下この条において「事業計画書及び収支計算書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項に規定する事業計画書及び収支計算書等については、当該書類を主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(評議員)

第11条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の職務及び権限)

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第17条に規定する事項の決議に参画するほか、法

令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事、監事及び評議員等の報酬等の支給の基準

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場

所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長に事故があるときは、その評議員会において出席した評議員の中から議長を選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員等に対する費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項について評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が別に定める。

第6章 役員

(役員の設定)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員及び使用人を兼ねることはできない。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後

においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第33条 理事又は監事が、次の各号の一に該当するときは、評議員の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、税理士等の資格を有する監事に対しては、報酬の支払いをすることができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事及び監事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第39条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の7日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発し

なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、「一般法人法」第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、「一般法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に

贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第51条第2項の定めによるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方

法により行う。

第 1 2 章 補 足

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、鷲谷一四、業務執行理事は宮腰智也、理事は次に掲げる者とする。

山谷久信、松村譲裕、山本久博、佐藤一三四、佐藤静夫
- 4 この法人の最初の監事は、稲田仁、吉川昭一とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

高橋正雄、幡江健志、岡田邦雄、齊藤育雄、平野秋光、富野忠雄、高橋キン

附 則

この定款は、評議員会議決の日から施行する。

附 則

この一部改正は、評議員会議決の日から施行する。

この一部改正は、令和2年6月15日から施行する。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
（１）第２項の不可欠な基本財産 定期預金	秋田銀行大町支店 5, 3 1 0, 0 0 0 円

基本財産出資・出捐者名簿

令和4年3月31日現在

法人名	公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター
出資等団体総数	17
資本金・基本財産合計額	5,310千円

出資等団体名	出資額等	備考
秋田県	1,500千円	
秋田市	700千円	
秋田県理容生活衛生同業組合	376千円	寄付金
秋田県美容生活衛生同業組合	319千円	寄付金
秋田県鮎商生活衛生同業組合	170千円	寄付金
秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合	197千円	寄付金
秋田県喫茶業生活衛生同業組合	158千円	寄付金
秋田県飲食業生活衛生同業組合	214千円	寄付金
秋田県麺類飲食生活衛生同業組合	204千円	寄付金
秋田県料理業生活衛生同業組合	166千円	寄付金
秋田県食肉生活衛生同業組合	181千円	寄付金
秋田県社交飲食業生活衛生同業組合	167千円	寄付金
秋田県中華料理生活衛生同業組合	160千円	寄付金
秋田県クリーニング生活衛生同業組合	186千円	寄付金
秋田県興行生活衛生同業組合	154千円	寄付金
秋田県公衆浴場生活衛生同業組合	158千円	寄付金
(寄付金小計 14 組合)	2,810千円	
公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター	300千円	当指導センター10周年記念大会決算余金繰入(平成3年)
合 計	5,310千円	

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : (公財)生活衛生営業指導センター

時 点 : 令和4年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理 事 長	齊藤育雄	飲食業生活衛生同業組合理事長
2	専務理事	武田 勝	営業指導センター事務局長
3	理 事	北嶋満雄	理容生活衛生同業組合理事長
4	理 事	平野秋光	中華飲食業生活衛生同業組合理事長
5	理 事	福岡克正	クリーニング生活衛生同業組合理事長
6	理 事	小松信一	食肉生活衛生同業組合理事長
7	理 事	品川敬一	社交飲食業生活衛生同業組合理事長
8	監 事	稲田 仁	興行生活衛生同業組合理事長
9	監 事	吉川裕太	吉川税理士事務所 所長
10	評 議 員	山谷久信	麺類飲食生活衛生同業組合理事長
11	評 議 員	佐藤静夫	鮨商生活衛生同業組合理事長
12	評 議 員	明石 徹	美容生活衛生同業組合理事長
13	評 議 員	堀田雅人	旅館ホテル生活衛生同業組合理事長
14	評 議 員	富野忠雄	秋田県中小企業診断協会専務理事
15	評 議 員	長谷川瑞子	秋田市連合婦人会会長
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和4年度事業計画書

公益財団法人 秋田県生活衛生営業指導センター

1 方針

公益財団法人として不特定かつ多数の者の利益の擁護に努め、県民の日常生活と深い関係を持つ生活衛生関係営業の経営の健全化と振興を図るため、経営相談・指導を充実するとともに、情報の収集と提供を行う。

また、生活衛生同業組合組織の充実強化を支援することとし、これらの活動を通じて生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて、生衛業者並びに利用者双方の利益の増進に資することとする。

標準営業約款については、消費者の利益擁護の観点から、再登録、新規登録の促進に努め、制度の普及啓発を図る。

クリーニング師等研修については、クリーニング業に携わる者の資質と技能の向上並びに利用者へのサービス向上を図るため、研修会及び講習会を開催する。

2 生活衛生関係営業指導事業

(1) 相談指導事業

① 相談指導体制

経営指導員等4名及び経営特別相談員45名により、融資（一般融資、生活衛生関係営業経営改善資金融資）、経営、税務、衛生、労務、設備改善等について相談、指導を行う。

② 経営特別相談員の研修

経営特別相談員の資質と能力の養成・向上を図るため研修会を開催する。

なお、新たな経営特別相談員の養成に関し、県から研修会開催等の要請があった場合は、実施に向けて協力するものとする。

③ 相談指導の手法

センターにおける相談・指導の他、県内各地域において商工会議所等関係団体や中小企業診断士等の外部専門家とも連携しながら、経営相談・指導を実施する。

また、生衛業者を個別に巡回して経営相談・指導を実施する。

④ 相談支援連絡協議会

ア 経営指導員及び経営特別相談員の資質の向上を図るため、専門知識を有する者を講師とする研修会を開催する。

イ 株式会社日本政策金融公庫及び生活衛生同業組合等関係機関と相談内容や対応困難な事例等について情報交換し、対応策を協議するための会合を開催する。

(2) 情報化整備事業

これまでに蓄積した生衛業に関する各種情報を有効活用して指導の充実を図るとともに、更なる情報収集とシステムの維持管理に努める。

(3) 後継者育成支援事業

雇用吸収力の高い生衛業の活性化並びに生衛業が直面している後継者不足の課題の緩和を図るため、高校生等を対象として生衛業に対する理解を深めることにより、職業観の醸成や進路に対する心構えの習得をねらいとした出前授業を実施する。

(4) 健康・福祉対策推進事業

生衛業は生活に密着した営業形態であることから、地域社会との共存や福祉の増進及び衛生水準の維持向上等の社会的要請に応える形で研修会を実施し、生衛業の振興を図る。

また、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域に密着して活躍してきた生衛業が、地域住民と関わりを持ちながら、必要な支援・サービスを提供できる具体的な手法等について調査する。

(5) 組織強化事業

① 生活衛生営業組織強化事業

生活衛生同業組合との連携を密にすることにより、各組織の強化等を支援する。

② 理事長表彰

生活衛生同業組合の健全な発展と組合員の意欲の向上を図るため、表彰事業を行う。

③ 生活衛生同業組合職員の研修

生活衛生同業組合事務局職員の資質の向上に寄与するため、各種研修会への参加の機会を設ける。

④ 事務局連絡会議の開催

生活衛生同業組合事務局と情報交換を図る等連携を深めるため、連絡会議を開催する。

⑤ 地方連絡協議会振興事業

地方連絡協議会が行う研修会等を支援するとともに、組織強化事業に対して交付金を交付する。

3 標準営業約款登録事業

理容、美容、クリーニング、めん類飲食及び一般飲食業について、制度の普及及び営業者の登録促進を図る。

- (1) パンフレットを配布し、普及啓発に努める。
- (2) ホームページにおいてPRを図る。
- (3) 登録は年2回（8月と2月）行う。

4 クリーニング師等研修事業

クリーニング師の資質向上と業務従事者の知識の習得及び技能の向上を図るため、クリーニング業法第8条の2の規定によるクリーニング師研修及び同法第8条の3の規定によるクリーニング業務従事者講習を実施し、クリーニング業務の技術向上と利用者へのサービス向上に資する。

なお、実施に当たっては、全国指導センターが秋田県知事の指定を受け、当センターが委託を受けて実施するものとする。

5 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター受託事業

生活衛生関係営業者の景況等調査について、調査対象70件に対して実施する。

令和4年度収支予算書（正味財産増減計算書方式）

令和4年 4月1日 ～ 令和5年3月31日

（公財）秋田県生活衛生営業指導センター

（単位：円）

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	1,000	1,000	0	
基本財産受取利息	1,000	1,000	0	
②受取補助金	20,350,000	15,148,000	5,202,000	
生活衛生関係営業対策事業補助金	20,350,000	15,148,000	5,202,000	
③事業収益	2,262,000	2,926,000	△ 664,000	
標準営業約款事業収益	282,000	854,000	△ 572,000	
クリーニング師研修等事業収益	550,000	650,000	△ 100,000	
受託事業収益	1,430,000	1,422,000	8,000	
景況等調査受託事業収益	1,332,000	1,324,000	8,000	
秋田県受託事業収益	98,000	98,000	0	
④受取負担金	380,000	380,000	0	
受取組合負担金	380,000	380,000	0	
⑤雑収益	1,000	1,000	0	
受取利息	1,000	1,000	0	
経常収益計	22,994,000	18,456,000	4,538,000	
(2) 経常費用			0	
①事業費	20,812,000	16,388,000	4,424,000	
給料手当	13,344,000	9,435,000	3,909,000	
福利厚生費	2,062,000	1,498,000	564,000	
報償費	1,055,000	964,000	91,000	
旅費交通費	973,000	994,000	△ 21,000	
消耗品費	673,000	659,000	14,000	
印刷製本費	85,000	86,000	△ 1,000	
通信運搬費	300,000	433,000	△ 133,000	
雑役務費	531,000	306,000	225,000	
賃借料	1,372,000	1,282,000	90,000	
交際費	70,000	70,000	0	
交付金	90,000	90,000	0	
納付金	257,000	571,000	△ 314,000	
			0	
②管理費	2,182,000	2,068,000	114,000	
給料手当	1,187,000	1,023,000	164,000	
福利厚生費	206,000	315,000	△ 109,000	
報償費	80,000	80,000	0	
旅費交通費	304,000	304,000	0	
消耗什器備品費	40,000	40,000	0	
消耗品費	82,000	56,000	26,000	
印刷製本費	30,000	20,000	10,000	
通信運搬費	43,000	40,000	3,000	
雑役務費	20,000	10,000	10,000	
賃借料	30,000	30,000	0	
会議費	10,000	5,000	5,000	
交際費	75,000	70,000	5,000	
負担金	30,000	30,000	0	
公租公課費	10,000	10,000	0	
支払利息	35,000	35,000	0	
経常費用計	22,994,000	18,456,000	4,538,000	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部	0	0	0	
(1) 経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
当期一般正味財産期首残高	5,486,386	4,100,000	1,386,386	
当期一般正味財産期末残高	5,486,386	4,100,000	1,386,386	
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	5,310,000	5,310,000	0	
指定正味財産期末残高	5,310,000	5,310,000	0	
III 正味財産期末残高	10,796,386	9,410,000	1,386,386	

令和4年度収支予算書（正味財産増減計算書方式）内訳表

令和4年 4月1日 ～ 令和5年 3月31日

（公財）秋田県生活衛生営業指導センター

（単位：円）

科 目	公益事業会計	その他事業会計(1)	その他事業会計(2)	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
①基本財産運用益	1,000	0	0	0	0	1,000
基本財産受取利息	1,000	0	0	0	0	1,000
②受取補助金	19,030,000	0	0	1,320,000	0	20,350,000
生活衛生関係営業対策事業補助金	19,030,000	0	0	1,320,000	0	20,350,000
③事業収益	930,000	666,000	0	666,000	0	2,262,000
標準営業約款事業収益	282,000	0	0	0	0	282,000
クリーニング師研修等事業収益	550,000	0	0	0	0	550,000
受託事業収益	98,000	666,000	0	666,000	0	1,430,000
景況等調査受託事業収益	0	666,000	0	666,000	0	1,332,000
秋田県受託事業収益	98,000	0	0	0	0	98,000
④受取負担金	0	0	190,000	190,000	0	380,000
受取組合負担金	0	0	190,000	190,000	0	380,000
⑤雑収益	0	0	0	1,000	0	1,000
受取利息	0	0	0	1,000	0	1,000
経常収益計	19,961,000	666,000	190,000	2,177,000	0	22,994,000
(2) 経常費用						
①事業費	19,961,000	666,000	190,000	0	0	20,817,000
給料手当	13,307,000	0	0	0	0	13,307,000
福利厚生費	2,074,000	0	0	0	0	2,074,000
報償費	780,000	280,000	0	0	0	1,060,000
旅費交通費	958,000	20,000	0	0	0	978,000
消耗品費	617,000	36,000	30,000	0	0	683,000
印刷製本費	85,000	0	0	0	0	85,000
通信運搬費	220,000	80,000	0	0	0	300,000
雑役務費	286,000	250,000	0	0	0	536,000
賃借料	1,377,000	0	0	0	0	1,377,000
交際費	0	0	70,000	0	0	70,000
交付金	0	0	90,000	0	0	90,000
納付金	257,000	0	0	0	0	257,000
②管理費	0	0	0	2,177,000	0	2,177,000
給料手当	0	0	0	1,150,000	0	1,150,000
福利厚生費	0	0	0	238,000	0	238,000
報償費	0	0	0	80,000	0	80,000
旅費交通費	0	0	0	304,000	0	304,000
消耗什器備品費	0	0	0	40,000	0	40,000
消耗品費	0	0	0	82,000	0	82,000
印刷製本費	0	0	0	30,000	0	30,000
通信運搬費	0	0	0	43,000	0	43,000
雑役務費	0	0	0	20,000	0	20,000
賃借料	0	0	0	30,000	0	30,000
会議費	0	0	0	10,000	0	10,000
交際費	0	0	0	75,000	0	75,000
負担金	0	0	0	30,000	0	30,000
公租公課費	0	0	0	10,000	0	10,000
支払利息	0	0	0	35,000	0	35,000
経常費用計	19,961,000	666,000	190,000	2,177,000	0	22,994,000
当期経常増減額	0	0	0	0	0	0
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産期首残高	2,105,541	162,140	△ 113,450	3,332,155	0	5,486,386
当期一般正味財産期末残高	2,105,541	162,140	△ 113,450	3,332,155	0	5,486,386
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,310,000	0	0	0	0	5,310,000
指定正味財産期末残高	5,310,000	0	0	0	0	5,310,000
III 正味財産期末残高	7,415,541	162,140	△ 113,450	3,332,155	0	10,796,386

法人名 (公財)秋田県生活衛生営業指導センター

②令和3年度計算書類等

法人所管課 生活衛生課

財産目録

令和4年 3月31日現在

(公財) 秋田県生活衛生営業指導センター
(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	預 金	普通預金 秋田銀行大町支店	運転資金として	5,370,270
	未収金	秋田県	運転資金として	98,700
流動資産合計				5,468,970
(固定資産) 基本財産	預 金	定期預金 秋田銀行大町支店	公益目的保有財産、運用益を 公益目的事業に運用	5,310,000
	その他固定資産 電話加入権		公益事業・その他事業・管理業務 で使用している共同資産	60,000
固定資産合計				5,370,000
資産合計				10,838,970
(流動負債)	預 り 金	職員等	職員社会保険料、所得税	179,530
	給与預り金			42,283
	謝金預り金			12,598
	社会保険料預り			118,449
	住民税預り			6,200
流動負債合計				179,530
負債合計				179,530
正味財産				10,659,440

令和３年度 事業実施報告書

1 秋田県生活衛生営業指導センターの設置状況

名 称	公益財団法人 秋田県生活衛生営業指導センター
団体の人格	公益財団法人
所 在 地	秋田市旭北栄町１番５号
電 話 番 号	０１８－８７４－９０９９
設 立 等 年 月 日	昭和５５年 ４月１７日 財団法人設立許可 昭和５５年 ４月２１日 財団法人設立登記 平成２４年 ３月２１日 公益財団法人移行認定 平成２４年 ４月 １日 公益財団法人設立登記
代表者職氏名	理事長 齊 藤 育 雄
そ の 他	基 本 財 産 の 額 ５３１万円 うち秋田県出捐金の額 １５０万円

2 相談指導事業

(1) 相談室構成員

(令和4年4月1日)

業 種	職 名	人 員	備 考
理 容	経営特別相談員	6	
美 容	〃	7	
興 行	〃	1	
旅館ホテル	〃	3	
クリーニング	〃	3	
飲 食	〃	6	
社 交 飲 食	〃	5	
鮎	〃	4	
麺 類 飲 食	〃	8	
中 華 料 理	〃	1	
食 肉	〃	1	
(小計)		45	
指導センター	経営指導員	3	常勤
〃	事務職員	1	〃
(小計)		4	
計		49	

(2) 窓口相談の実施状況（郵便、電話による相談を含む。）

対 象 業 種	指 導 延日数	指 導 件 数								備 考
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理 容 美 容 クリーニング 興 行 旅館ホテル 鮎 商 食 肉 麺類飲食 飲 食 社交飲食 中華料理 (11 業種)	日 78	件 79	件 4	件 1	件 3	件 23	件 51	件 70	231	

(3) 経営指導員による巡回指導の実施状況

区 分	対 象 業 種	指 導 延日数	指 導 件 数								備考
			融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
営 業 者 に対し て行う もの	理 容 美 容 クリーニング 興 行 旅館ホテル 鮎 商 食 肉 麺類飲食 飲 食 社交飲食 中華料理 (11 業種)	日 17	件 3	件 5	件 0	件 10	件 15	件 17	件 19	69	

(4) 地区相談の実施状況（地区相談室の開設）

対 象 業 種	指 導 延日数	指 導 件 数								備 考
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理 容 美 容 クリーニン グ 興 行 旅館ホテル 鮎 商 食 肉 麺類飲食 飲 食 社交飲食 中華料理 (11 業種)	日 } 16	件 1	件 10	件 0	件 23	件 72	件 32	件 34	172	

3 生活衛生関係営業経営改善融資等指導の実施状況

(1) 「生活衛生関係営業経営改善資金」融資指導状況

対 象 業 種	特別相談員数	融資相談件数	融資指導延日数	備 考
理 容 美 容 クリーニン グ 興 行 旅館ホテル 鮎 商 食 肉 麺類飲食 飲 食 社交飲食 中華料理 (11 業種)	} 45 人	34 件	34 日	

(2) 「一般貸付」の決定状況

①申請額のうち設備資金が500万円を超えるもの(理事長の推薦を要するもの)

(単位：万円)

	令和3年度				令和2年度				決定額の
	受 付		決 定		受 付		決 定		前年比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	3/2 (%)
美 容	0	0	0	0	2	3,500	2	3,500	0.0
計	0	0	0	0	2	3,500	2	3,500	0.0

②申請額のうち設備資金が500万円以下のもの(理事長の推薦を要しないもの)

(単位：万円)

	令和3年度				令和2年度				決定額の
	受 付		決 定		受 付		決 定		前年比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	3/2 (%)
美 容	1	480	1	480	0	0	0	0	-
計	1	480	1	480	0	0	0	0	-

※ 申請額が500万円以下(設備資金)のものは、原則として公庫への申込となっているが、
当センターで受け付けたもの

(3)生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の決定状況

(単位:万円)

	令和3年度				令和2年度				決定額の 前年度比
	受付		決定		受付		決定		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	3/2 (%)
理 容	7	2,141	7	2,141	16	6,458	16	6,458	33.2
美 容	1	100	1	100	1	170	1	170	58.8
旅館ホテル	0	0	0	0	1	900	1	900	0.0
クリーニング	2	494	2	494	3	915	3	915	54.0
飲 食	12	6,390	12	6,390	26	13,200	26	13,200	48.4
社 交 飲 食	1	700	1	700	2	800	2	800	87.5
鮨 商	1	500	1	500	5	2,420	5	2,420	20.7
麺 類 飲 食	10	5,070	10	5,070	27	12,830	27	12,830	39.5
計	34	15,395	34	15,395	81	37,693	81	37,693	40.8

4 相談支援連絡協議会の開催

対象業種	開催日、場所	出席人員	研修テーマ・講師
理 容 美 容 クリーニング 旅館ホテル 興 行 鮎 食 肉 麺類飲食 飲 食 社交飲食 中華料理	令和3年 9月15日(水) 秋田市中通六丁目1-13 「イヤタカ」	42名	(1)「収益力向上と業務効率化への取り組み」 講師 ハートBiz 代表 松館 文子 (2)「最低賃金制度と各種助成金等の概要」 講 師 秋田労働局 賃金室長 鷺谷 英樹 (3)「生産性向上ガイドライン・マニュアルの活用方法概要」 講師 秋田県生活衛生営業 指導センター 専務理事 武田 勝 (4)「衛経を活用した新型コロナウイルス感染症による収益減を補う資金繰り支援等」 講師 日本政策金融公庫秋田支店 国民生活事業 融資第二課長 花田 勝巳

5 生活衛生改善貸付事務連絡協議会の開催

新型コロナウイルスの感染状況を考慮し中止。

6 情報化整備事業

- 生衛業情報ネットワークシステムを良好に維持管理するとともに、（公財）全国生活衛生営業指導センターのオンラインでの経営アドバイスや融資情報を活用し、生衛業に関する融資、統計資料、相談事例等の情報をセンター業務に役立てるとともに、生衛業関係者や消費者に情報を発信している。
- ホームページ等を利用して融資、税制、標準営業約款、各種試験、食中毒や感染症等に関する情報を提供した。また、システムのセキュリティやSEO対策としてhttps化を図っている。
- 生衛業者や消費者等からのアクセス数は10,275件で、目標とした10,000件を達成した。

7 健康・福祉対策推進事業

「がんを予防するための生活習慣及びがん検診について」又は「地域包括ケアシステム」に関する講習会を全県5カ所で開催した。

	開催日・会場等	参加人員	講師等
1	令和4年1月17日(月) 由利本荘市「安楽温泉」	28名	秋田県健康福祉部健康づくり推進課 海和 勉 氏、千葉 新之助 氏
2	令和4年2月7日(月) 湯沢市「湯沢温泉」	5名	秋田県生活衛生営業指導センター 武田 勝 氏
3	令和4年2月28日(月) 能代市「松風庵」	10名	秋田県生活衛生営業指導センター 武田 勝 氏
4	令和4年3月7日(月) 大館市「北秋くらぶ」	25名	秋田県健康福祉部健康づくり推進課 中村 誠也 氏
5	令和4年3月14日(月) 秋田市「協働大町ビル」	36名	秋田県健康福祉部健康づくり推進課 中村 誠也 氏、山田 里見 氏
	計	104名	

8 後継者育成支援事業

県内の生衛業の活性化を図るため、多くの若者に対し、生衛業に対する理解を深めてもらい後継、就職等への円滑な移行に結びつくよう、高校生、中学生を対象に飲食業、理容業について体験学習を実施した。

また、行政機関、教育機関及び生衛業同業組合で構成する後継者等育成支援協議会を設置し、計画内容の検討や実施事業の検証を行った。

○ 協議会の開催

- ① 開催日時……令和3年9月8日(水)
協議内容……実施要領・実施計画書の検討と事業の検証方法について
- ② 開催日時……令和4年2月16日(水)
協議内容……事業の実施状況、進路状況及び事業の検証と今後の進め方について

○ 体験学習

開催月日	高校名	参加人員	学習内容
令和3年11月19日(金)	大館桂桜高校	30名	「イタリア料理について」 講師:「デフィ」 川口 良平
令和3年11月22日(月)	金足農業高校	22名	「フランス料理について」 講師:「ホテルメトロポリタン秋田」渡邊 智英
令和3年11月11日(木)	大曲農業高校	33名	「イタリア料理について」 講師:「オイスターバー寧お」 齊藤裕美子
令和3年11月18日(木)	増田高校	23名	「日本料理について」 講師:「男鹿温泉結いの宿」 土谷 等
令和3年8月9日(月)	県南愛児園ドリームハウス	3名	「理容業について」 講師「ヘアメイクサロン照井」 照井喜芳ほか4名
計		111名	

9 理事会・評議員会の開催状況

(1) 理事会

回数	開催日	会場	議題
第1回 (臨時)	令和3年 4月1日	書面議決	○ 専務理事の選任について
第1回 (通常)	令和3年 5月25日	社会福祉会館 9F第1会議室	○ 令和2年度事業実施報告書及び収支決算書 (正味財産増減計算書方式)の承認について ○ 業務の執行状況について (報告 令和3年1月～3月)
第2回 (通常)	令和4年 3月24日	社会福祉会館 9F第1会議室	○ 生活衛生同業組合負担金の見直しについて ○ 令和4年度事業計画書及び収支予算書の承認について ○ 令和4年度借入金の最高限度額の承認について ○ 基本財産を担保とした運転資金の一時借入について ○ 令和4年度事務局長の承認について ○ 服務規程等の一部改正について ○ 令和4年度第1回臨時評議員会の招集について ○ 業務の執行状況について (報告 令和3年4月～12月)

(2) 評議員会

回数	開催日	会場	議題
第1回 (臨時)	令和3年 4月27日	社会福社会館 9F第1会議室	○ 令和3年度事業計画書及び収支予算書について（報告） ○ 令和3年度借入金の最高限度額について（報告） ○ 基本財産を担保とした運転資金の一時借入について（報告） ○ 令和3年度事務局長について（報告）
(定時)	令和3年 6月15日	社会福社会館 9F第1議室	○ 評議員の選任について ○ 令和2年度事業実施報告書及び収支決算書（正味財産増減計算書方式）の承認について

10 標準営業約款の登録

(1) 新規登録件数・再登録件数

業 種	新 規 登 録	再 登 録	合 計
理 容 業	2 件	1 6 1 件	1 6 3 件
美 容 業	5 件	2 3 件	2 8 件
クリーニング業	0 件	1 0 件	1 0 件
麺類飲食業	0 件	2 件	2 件
一般飲食業	0 件	2 件	2 件
合 計	7 件	1 9 8 件	2 0 5 件

(2) 標準営業約款審査委員会の開催

- ・ 8 月登録分審査 令和 3 年 7 月 1 3 日：書面審査
- ・ 2 月登録分審査 令和 4 年 1 月 2 0 日：書面審査

(3) 啓蒙活動

標準営業約款制度の普及と登録の促進を図るため、関係生衛組合と一体となり、同制度の理解と登録の加入促進を図った。

また、利用者や消費者に対して制度の普及・啓発活動を行い、今後のサービス向上と経営の安定・強化のため、次の事業を実施した。

- ① 1 1 月の標準営業約款普及促進月間に、理容、美容、クリーニング、麺類及び一般飲食の各登録店に普及用ポスター、リーフレットを配付し、普及・啓発に努めた。
- ② 新規営業開設者に対して標準営業約款制度の説明を行い、登録の加入促進を図ったほか、各組合に対して未登録店への勧誘活動を依頼し、登録促進に努めた。
- ③ 利用者や消費者に標準営業約款制度の周知を図るため、保健所、権限移譲市町村、県生活センター及び公共施設に普及用リーフレット・ポケットティッシュを配備した。
- ④ 各種研修会・講習会において、普及用リーフレットにより制度の普及と加入促進に努めた。

11 クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習

○ 研修会及び講習会の開催状況

区 分	開 催 地	期 日	受 講 者		備 考
			研 修	講 習	
県 北	北秋田市	令和3年8月 1 日	1 0 人	—	
中 央	秋 田 市	令和3年8月2 9 日	3 5 人	5 人	
県 南	大 仙 市	令和3年9月1 9 日	2 7 人	7 人	
2 型	令和3年9月1日～10月29日		9 人	3 6 人	
合 計			8 1 人	4 8 人	

12 生活衛生関係営業景況等調査

(1) 経営状況調査

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、生衛業の経営状況について定期的に調査し、情報提供していくことにより、個々の生衛業者が経営を行う判断材料又は検討材料として活用していただき、生衛業の振興及び経営の安定化を図ることを目的に、県内70店舗を対象に調査を実施した。

○回収率

1回目	令和3年	4月～	6月分調査	91.4%	(64/70)
2回目	令和3年	7月～	9月分調査	91.4%	(64/70)
3回目	令和3年	10月～	12月分調査	92.9%	(65/70)
4回目	令和4年	1月～	3月分調査	95.7%	(67/70)

(2) 景気動向調査

株式会社日本政策金融公庫から受託した公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの再受託事業として実施する調査であり、生衛業界の景気動向や設備投資動向並びに生衛業者の景況感や地域実情等を定期的に把握し、生衛資金の有効活用に資することを目的として、県内70店舗を対象に調査を実施した。

○回収率

1回目	令和3年	4月～	6月分調査	98.6%	(69/70)
2回目	令和3年	7月～	9月分調査	95.7%	(67/70)
3回目	令和3年	10月～	12月分調査	95.7%	(67/70)
4回目	令和4年	1月～	3月分調査	97.1%	(68/70)

貸借対照表

令和4年 3月31日現在

(公財) 秋田県生活衛生営業指導センター

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	5,370,270	7,194,193	-1,823,923
未収金	98,700	98,700	0
流動資産合計	5,468,970	7,292,893	-1,823,923
2. 固定資産			0
(1) 基本財産			0
定期預金	5,310,000	5,310,000	0
基本財産合計	5,310,000	5,310,000	0
(2) その他固定資産			0
電話加入権	60,000	60,000	0
その他固定資産合計	60,000	60,000	0
固定資産合計	5,370,000	5,370,000	0
資産合計	10,838,970	12,662,893	-1,823,923
II 負債の部			0
1. 流動負債			0
未払金	0	12,061	-12,061
預り金	179,530	2,443,738	-2,264,208
流動負債合計	179,530	2,455,799	-2,276,269
負債合計	179,530	2,455,799	-2,276,269
III 正味財産の部			0
1. 指定正味財産			0
指定正味財産合計	5,310,000	5,310,000	0
2. 一般正味財産	5,349,440	4,897,094	452,346
正味財産合計	10,659,440	10,207,094	452,346
負債及び正味財産合計	10,838,970	12,662,893	-1,823,923

令和3年度正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日

(公財) 秋田県生活衛生営業指導センター

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	106	532	-426	
基本財産受取利息	106	532	-426	
事業収益	2,949,680	3,092,680	-143,000	
受託事業収益	1,504,700	2,031,400	-526,700	
標準事業収益	823,980	548,280	275,700	
クリーニング事業収益	621,000	513,000	108,000	
受取補助金等	15,148,000	15,148,000	0	
生活衛生関係営業対策事業補助金	15,148,000	15,148,000	0	
受取負担金	380,000	380,000	0	
受取負担金	380,000	380,000	0	
雑収益	68	9,937	-9,869	
雑収益	0	9,878	-9,878	
受取利息	68	59	9	
経常収益計	18,477,854	18,631,149	-153,295	
(2) 経常費用				
事業費	16,237,923	16,638,580	-400,657	
給料手当	9,525,093	9,487,826	37,267	
福利厚生費	1,488,516	1,501,296	-12,780	
旅費交通費	559,190	768,126	-208,936	
通信運搬費	370,575	284,391	86,184	
報償費	899,700	1,343,540	-443,840	
消耗什器備品費	50,885	0	50,885	
消耗品費	888,263	663,740	224,523	
印刷製本費	63,800	190,850	-127,050	
諸謝金	0	0	0	
納付金	582,180	373,660	208,520	
賃借料	1,218,417	1,248,346	-29,929	
交付金	60,000	70,000	-10,000	
交際費	43,000	26,000	17,000	
雑役務費	488,304	680,805	-192,501	
管理費	1,787,585	1,598,575	189,010	
負担金	13,200	13,200	0	
給料手当	991,087	995,614	-4,527	
福利厚生費	300,974	318,037	-17,063	
会議費	0	3,630	-3,630	
旅費交通費	128,440	105,100	23,340	
通信運搬費	23,624	23,523	101	
報償費	80,000	70,000	10,000	
消耗什器備品費	171,600	0	171,600	
消耗品費	39,961	29,038	10,923	
印刷製本費	0	0	0	
支払利息	21,729	23,983	-2,254	
公租公課費	4,620	4,020	600	
交際費	0	0	0	
賃借料	12,350	11,220	1,130	
雑役務費	0	1,210	-1,210	
経常費用計	18,025,508	18,237,155	-211,647	
評価損益等調整前当期経常増減額	452,346	397,624	54,722	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	452,346	397,624	54,722	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	452,346	397,624	54,722	
一般正味財産期首残高	4,897,094	4,499,470	397,624	
一般正味財産期末残高	5,349,440	4,897,094	452,346	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	5,310,000	5,310,000	0	
指定正味財産期末残高	5,310,000	5,310,000	0	
III 正味財産期末残高	10,659,440	10,207,094	452,346	